

## 昭島市立中学校の学校医（内科）の委嘱について

昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の任用、職務等に関する規則（昭和47年教育委員会規則第4号）第2条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日付けで昭島市立昭和中学校 学校医（内科）に欠員が生じたため、後任の学校医（内科）を委嘱する。

なお、任期については同規則第2条4項に基づき、前任者の残任期間である令和7年3月31日までとする。

### 1 委嘱する学校医（内科）

学 校 名	氏 名	性 別
昭和中学校	竹口 甲二	男

### 2 任期

令和5年7月1日から令和7年3月31日まで